

平成 28 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

経済企業委員会会議録

経済文化交流部長 宮村明彦君

平成28年6月23日 木曜日

午前9時26分開議

午後0時29分開議（実時間 77分）

〇記録担当書記 土田英雄君

（午前9時26分 開会）

〇本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
（管内調査（熊本地震に係る農林水産関係被害状況））
（熊本地震に係る経済文化交流部関係の被害状況等について）
（熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等について）
（八代農業振興地域整備計画の全体見直しについて）

〇本日の会議に出席した者

委員長 大倉裕一君
委員 上村哲三君
委員 橋本隆一君
委員 村川清則君
委員 山本幸廣君
委員 矢本善彦君

※欠席委員 笹本サエ子君
田中安君

〇委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

〇説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 黒木信夫君
農林水産部次長 柰島道則君
農林水産政策課長 小堀千年君
農業振興課長兼
食肉センター場長 豊田浩史君

〇委員長（大倉裕一君） それでは、改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

ごらんとおりの天候でございまして、余震もまだ続いている状況でもございます。いつ何どき、どのような状況変化があるかもわかりませんが、今回、経済企業委員会を開くことにしておりますが、先ほどのような状況が発生しましたとき、また、状況変化とか執行部のほうですね、これに対応しなければならないような状況が出ましたときには、委員会のほうも中断をさせていただいて、そちらのほうに執行部の対応をお願いさせていただくということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

◎所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（管内調査（熊本地震に係る農林水産関係被害状況））

〇委員長（大倉裕一君） 本日は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査を議題とし、管内調査を行い、帰庁後、3件の報告を受けることといたしております。本日の日程につきましては、お手元に配付の行程表のとおりでございますが、管内調査の行程などについて、執行部から説明を求めます。

柰島農林水産部次長。

〇農林水産部次長（柰島道則君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）きょうは、農林水産部の被害状

況の現地調査ということで、お世話になります。

お手元にありますとおり、行程表をこちらのほうで作成いたしております。この後、北新地の東区の農地を見まして、ここの行程にありますように7カ所現地を見ていただきたいというふうに思っております。この中で、滞在時間を大まか書いてありますけれども、委員さんたちの意向等によりまして、若干短くなり、またはちょっと長くなるかもしれませんが、最終的には鏡支所に11時25分までには帰りたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ただいまの説明について、何か質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようでしたら、管内調査のため、しばらく休憩いたします。

（午前9時28分 休憩）

（午前11時12分 開議）

○委員長（大倉裕一君） それでは休憩前に引き続き、経済企業委員会を再開いたします。

ただいま視察してまいりました管内調査について、質疑、御意見などはございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか、ないですか。

それでは、以上で管内調査を終了いたします。

お疲れさまでした。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（熊本地震に係る経済文化交流部関係の被害状況等について）

○委員長（大倉裕一君） 次に、産業経済の振

興に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず、熊本地震に係る経済文化交流部関係の被害状況等についてをお願いいたします。

宮村経済文化交流部長。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）視察お疲れさまです。ただいまから、熊本地震に関する、経済文化交流部関係の被害状況について報告させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

お手元に、さきにお配りいたしておりますまず一覧の1ページをごらんいただきたいと思っております。表が3ページにまでわたっております、その後写真を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、表の区分のところ、商業をごらんいただきたいと思っております。

被害件数、私どもで把握しておりますのが68件。被害額といたしまして、2億3472万3000円でございます。

内容につきましては、そこに書いております、旧八代市という言葉使っておりますが、旧八代市の建物が一部損壊が8件あっております。その他、崩壊の恐れがあるのが3件。そして、アーケード等全半壊が1件、一部損壊が9件、その他といたしまして1件。設備・備品関係で破損しているものが8件。商品の在庫に損傷したものが20件。その他、商品入荷の遅延等が10件ございました。

それから、東陽町に関しましては、建物の一部損壊、瓦の落下等でございますが1件、千丁町におきましては、建物の一部損壊が3件、瓦の落下等でございますが3件ございました。鏡町では、設備・備品破損、これはショーウイン

ド一等でございますが2件。それから、商品在庫等の破損が1件。それから、その他としまして、旅行予約のキャンセルが1件でございます。

続きまして、その下ですが、工業が10件ございまして、被害額が5億円でございます。

先日視察をしていただいたとおりでございますが、そこに書いていますとおりでございます。先日視察していただいた以外に、下のほうから3行目、サンテック八代工場さん、加工機の破損、それから中川パッケージさんの八代事業所、建屋の傾斜・沈み等。それから、上組さんが倉庫部分の地盤沈下となっております。

若干、写真を添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。7ページと8ページになります。

7ページが商業関係の被害状況でございます。アーケードの天井部分の損傷、その下が、店舗の看板、あるいは壁の落下の状況です。一番下のほうが、破損がひどい店舗さんの中の天井のひび割れ、あるいはショーウィンドーの一部破損でございます。

工業関係におきましては、これは、外港工業用地の工場さんですけども、建屋の周辺敷地の液状化、あるいは沈み、それから工場内の床、これ、段差がここに生じておりましたりとか、あるいは亀裂が走っております。一番下のほうですけど、傾斜がある、建屋の傾斜も見られるというところがございます。

以上が、商業と工業でございます。

続きまして、観光施設でございます。

9件ありまして、被害額が1123万9000円です。まず、順番にいかせて、資料の上から説明させていただきます。

東湯——日奈久東湯ですけども、送湯管の破損。これは、予算を計上させていただいているところでございます。

それから織屋さん、レンガ倉庫のれんがが崩

落して、雨漏りの応急処置。

それから、さかもと館、地盤沈下による施設の傾き、瓦の落下による雨漏り、壁の破損、床のひび割れ等でございます。

球麗温、屋根の雨どいの破損、基礎部分の崩落、階段部分の崩落、でございます。

それから、菜摘館、これ東陽にある菜摘館ですけども、施設裏にあります地盤の亀裂が生じております。

それから平家の里、泉町ですけども、食堂の屋根が壁側に傾いて、はりや柱がゆがみが生じていると。あるいは、敷地内に亀裂が走っている等々でございます。

それから、左座家、石垣の崩壊が見られる。

それから、白岩戸公園ですが、駐車場トイレの上部の山腹の崩落が、崩壊が見られるということでございます。

観光施設の写真は、1ページからつけております。

まず、道の駅さかもと——地盤沈下ですか、さかもとでも地盤沈下。それから、下のほうの写真は屋根が落ちて、落下している写真です。右側2ページもそうです。瓦が落下している写真です。下のほうの写真は傾きが見られるというところで、補強工事を、応急措置をさせていただいた写真でございます。

3ページが、日奈久中町の民家の家ですけども、なまこ壁が崩落しております。日奈久温泉街2の写真もそうです。それから、日奈久温泉街3のところですが、道路の下に送湯管を埋めておりますけども、丸で困ったところから亀裂が生じて、お湯が漏れているということございまして、応急処置をさせていただいているところでございます。

4ページが左側が織屋、右側——真ん中ぐらいいになりますけどもレンガ倉庫です。レンガ倉庫の側面の瓦部分が織屋に落ちている、落下しているということでございます。下のほうの写

真は、レンガ倉庫の内部の写真です。

次のページ5ページが、同じくレンガ倉庫の崩落を外から見た写真でございます。丸で囲ったところにれんがが落ちております。織屋旅館の台所、雨漏り状況です。それから、水浸しになっているというようなことを書いているところです。

6ページは五家荘の崩落箇所を地図上で示させていただきます、写真をつけさせていただいているところでございます。

以上が、観光施設でございます。

一覧表といたしましては、2ページごらんいただきたいと思っております。

文化財でございますが、25施設、1億6221万9000円でございます。これに記載のとおりでございますが、主なもの、国の施設を紹介させていただきますと、国指定の十三重塔、塔身亀裂、これ、笠部一部損壊でございます。金額は被害額です。

それから、旧郡築新地甲号樋門、天端の陥没が2カ所でございます。

それから、松浜軒の大蔵損壊、白菊の間の破壊が見られます。あるいは、それ以外に灯籠が複数倒壊しているところがございます。

ごらんになられた方も多いと思っておりますが、八代城跡の石垣が崩落しております。

それから、郡築二番町の樋門が袖石垣部がわずかにたわんでおります。

それから、シャトル聖パウロ修道院記念館が建物が傾斜したり、あるいは内外壁に亀裂が生じております。

それから、旅館金波楼さんのれんがの煙突が損壊をしているところがございます。

写真といたしましては、9ページをごらんいただきたいと思っております。

十三重の石塔、それから、松浜軒、八代城跡、パウロ、それぞれそこに書いている写真をつけているところがございます。よろしくお願

いいたします。

続きまして、スポーツ施設でございます。2ページの下の方になります。9カ所。被害総額といたしまして、5億5332万8000円です。

まず、総合体育館ですけども、大アリーナと小アリーナが破損しております。

それから、北新地グラウンドが液状化、地割れが生じております。

東陽スポーツセンターについても、天井破損をしております。これまでも説明いたしておりますように、総合体育館の大アリーナ、それから東陽スポーツセンターについては、つり天井の工事がされておりますために、今後、調査、設計いたしまして、今後、工事が必要となります。時間も少々必要となるというところで

それから、市民球場は防球ネットのブレスを破損しております。

武道館は天井ボード、あるいは道場の屋根の防水屋根が破損しております。

千丁体育館は軒天ボード、あるいはアリーナの照明カバーが外れております。

鏡体育館はアリーナの照明カバーの外れ、それから、鏡武道館につきましては、天井ボードの張りかえが必要、市民プールは和室の壁等の改修工事が必要ということでございます。

繰り返しそこに米印で書いてありますが、総合体育館、東陽スポーツセンターにつきましては、実際の被害として、天井ボードの一部落下や天井部材の落下等が見られたことから、アリーナつり天井落下防止対策として天井改修を行うものとして書いているところです。

体育館に関しましては、10ページから写真をつけさせていただいているところです。

10ページが大アリーナ。11ページが小アリーナ、12ページも小アリーナ。

それから、13ページが東陽スポーツセンタ

一、13、14が東陽スポーツセンターです。

それから、15ページが北新地のグラウンドでございます。15ページ、16ページです。

最後ですが、その他の施設としまして、民間観光施設等をごらんいただきたいと思います。

27施設、2億6877万円。ホテルウィング八代さん、配管・外壁の破損・亀裂等々で、ここに記載しておりますように、ホテル、旅館さんもかなりの被害をこうじていらっしゃるところでございます。

写真のページはございません。

以上、簡単でございますが、経済文化交流部関係で掌握しております被害状況につきまして、報告させていただきます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） それでは、本件について、何か質疑、御意見などはございませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようでしたら、以上で熊本地震に係る経済文化交流部関係の被害状況等についてを終了します。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時25分 小会）

（午前11時27分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等について）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等についてをお願いいたします。

杵島農林水産部次長。

○農林水産部次長（杵島道則君） 先ほどの現地視察、大変お疲れさまでした。

本年4月14日に発生いたしました熊本地震から、もう2カ月が過ぎております。余震がいまだ続いております。今回の地震では、皆さん

御存じのとおり、益城町を初め、本市におきましても多大な被害がっております。多くの被災者の方々に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本市における熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等につきまして、御報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料の確認をさせていただきます。資料が、表題に熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等について。ページ数が11ページものの1冊となっております。でございますでしょうか。

それでは、まず、被害状況について説明させていただきます。資料の1ページをお開きください。

1ページが、今回、農林水産部関係の総括表でございます。平成28年6月3日現在で取りまとめておるところでございます。

まず、農業関係被害ですけれども、農作物、0.75ヘクタール、被害額19万円でございますが、これは、0.75ヘクタールの一部で振動によるメロンの落下によるものでございます。

続きまして、ハウス10ヘクタール。3億8770万円。これは、液状化によるハウスの傾きでございます、38棟となっております。

続きまして、市有施設、建物、農村公園、これにつきましては、建物等の破損5カ所、31万円となっております。

続きまして、農地等の田んぼでございますけれども、7.1ヘクタール、1970万円。水田のハウス、圃場の液状化とのり面の一部の崩壊によるものでございます。

畑0.9ヘクタール、2030万円。これは、のり面の石積みの一部崩壊によるものでございます。

続きまして、農道15カ所、1730万。路面の亀裂、落下等によるものでございます。

用水路19カ所、5690万円。用水路の継

ぎ目のずれ等によるものでございます。

排水路 14カ所、1億3770万円。排水路の構造物の浮き上がり、または横滑り等によるものでございます。

排水機場 2カ所、45万円。冷却水給水配管の破損等によるものでございます。

海岸 20カ所、2億2320万円。内堤護岸ブロックの一部亀裂、堤防道路のクラック等によるものでございます。

農業関係被害、合計しますと、8億6375万円となります。

続きまして、林業関係でございます。

林道 74カ所、4415万円。崩土、落石、のり面崩壊によるものでございます。

山地崩壊 5カ所、3200万円。山腹崩壊によるものでございます。

作業道 2カ所、40万円。崩土によるものでございます。

林業関係、被害合わせますと7655万円となります。

続きまして、水産業関係被害ですけれども、漁港 7カ所、11万円。これは、漁港の堤防のクラックによるものでございます。

水産物 1カ所、100万円。これは、アユの稚魚が飛び出したことによる被害でございます。

養殖施設 4カ所、3095万円。養殖水槽のクラックによるものでございます。

水産業関係被害、合計しますと3206万円となり、農林水産部関係被害、合計としましては、9億7236万円となります。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページが農産物、農業施設、市有施設の被害の位置図でございます。

下の表をごらんください。緑の部分が農作物の被害でございます。赤の部分が農業用施設の被害の位置図——印でございます。そして、青の部分が市有施設の場所となっております。

写真の中央の左側、ハウスの写真ですけれども、

これは先ほど現地視察されたところでございます。それから、2枚上の写真が左側が昭和運動広場、右側が農事研修センターというような形で写真を掲載させていただいております。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページが農地・農業用施設の平地部でございます。下の表をごらんください。凡例ですけれども、赤いのが農地、茶色が農道、青が排水路、緑が排水機場ということで区分させていただいております。

右側の表が、各管内ごとの被害状況の件数等載せていただいております。右の表が用水路ということで、地図には表示しておりませんが、北部土地改良区管内の9カ所、南部土地改良区管内の8カ所、そして八の字土地改良区管内の2カ所というような形の被害状況となっております。

写真のほうを御説明いたしますと、右側の写真、これの上の写真が先ほど現地視察をしたところで、底盤上昇、要は三方張りが浮き上がった状況の写真でございます。そして、その下の写真が昭和同仁町の写真でございます。滑動——、要は地震によって振動に横にずれたというような状況でございます。この写真の奥のほうを見ていただきますと、少し曲がっているような状況があるかと思えます。そういった状況で横滑りした写真という形になります。

それから、下の写真が底盤上昇の写真ということで、昭和同仁町の農道破損は先ほど現地視察をしたところでございます。右側の写真ですけれども、右側の下の写真が千丁管内の路面の亀裂の写真です。その上が鏡町、北新地それから塩浜の排水路の底盤上昇の写真でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページにつきましては、東陽町と泉町をそれぞれ出しております。

まず、東陽町ですけれども、農地の田の被害が10カ所、農道被害が3カ所となっております。

写真のほうですけども、右側の写真、これが小浦地区の農地の石積みが崩壊している状況の写真でございます。そして、右下の写真、これは矢印が示してございませんけれども、地図の中で一番上の部分です。東陽町の南多野々の農道亀裂、この写真でございます。それから、右側の写真が河俣地区の石積崩壊の写真になっております。

それから、下のほうが泉町でございまして、被害状況が農地、畑、9カ所で石積崩壊の写真でございます。右上の写真が下岳、石積みが崩壊しているところの写真でございまして、その右側の2つの写真が深山、石積みが崩壊しているところの写真でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページが林業関係被害の位置図でございまして、まず、旧八代市・坂本管内でございまして、

下の表をごらんください。

まず、凡例の中で補助災——、赤い丸がしてありますけれども、この印としましては、国の災害復旧費に申請する被害箇所ということで、見ていただければいいかと思っております。それから、青が山地崩壊、緑が作業道施設という形で被害状況を示しております。右の黄色い部分が、それぞれの被害箇所を示しているところでございます。

写真のほうを説明いたしますと、まず、一番上の右側ですけども、これは、林道袈裟堂深水線ののり面が崩壊しているところの写真でございまして、その右斜め下の写真がこれは同じく袈裟堂深水線の林道が路面に亀裂がしているところ。その右上が同じく袈裟堂深水線の落石の状況の写真でございます。それから、中央の左側の写真は、鶴平線が崩土している状況でございまして、その一番下の写真、中央下の写真が山渋線の崩土の状況の写真でございます。それから、その斜め右が、坂本山江線が崩土している状況の写真でございます。なかなか、路線名

が小さくて見えにくいかと思っておりますけれども、御容赦願いたいと思っております。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページが東陽町、それから泉町管内の林業関係の位置図でございまして、下の右側の表をごらんください。

先ほど説明しましたように、赤い丸が国の災害復旧費の申請の被害箇所となっております。青が山地崩壊の部分という形になりまして、右側の黄色いところがそれぞれの被害の箇所数を示しているところでございます。

写真のほうを御説明いたしますと、上の右側の写真ですけども、これは岩奥南川内線でのり面が崩壊している状況の写真でございます。それから、上右のほうが福根線の崩土の状況の写真でございます。そして、その右下の写真が久連子椎原線ののり面が崩壊しているところの写真でございます。そして、左側の下の写真が泉五木線ののり面が崩壊しているところの写真となっておりますのでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

7ページが水産関係の被害状況の位置図でございまして、右下の表をごらんください。

まず、青が漁港の被害箇所となっております。そして、緑のほうが水産物、先ほど言いましたようにアユの稚魚が飛び出したというところの被害があつているところでございます。そして、最後に赤丸が養殖施設の被害でございまして、写真を見ていただきますと、左上の写真が大鞆漁港のクラックが入っている状況の写真でございまして、中央の右側が、これは北村養鯉場で養殖水槽にクラックが入っているところの写真でございます。最後に、左下の写真が八代水産におきまして、養殖水槽のクラックが入っているところの写真でございます。

以上で、農林水産部関係の被害状況を終わります。なお、一昨日、20日から21日にかけて、八代地域を含みます九州北部、中央で、

猛烈な大雨が続き、本市の林道では大小含めまして多くの土砂崩れが発生しております、11路線が通行どめとなっておりますが、幸いにも、孤立する集落はあっておりません。今後、早急な対応を行ってまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

それでは、引き続き8ページの熊本地震被害による被災農業者等への支援対策について御説明させていただきますが、その前に、今回の熊本地震の農業被害に対する支援策につきまして、御存じのとおり、国や県からも各種対策が打ち出されているところでありまして、既にその一部は今回の6月議会におきまして、御審議をいただき採択を受けたところでございます。これから説明します事業につきましては、国、県の方針もあり、また、市としましても農業生産の回復に向けて、被災された農家の方々が一刻も早い施設の復旧と経営の立て直しをしていただくために、早急に取りかかる必要がありましたことから、事業に取りかかっているところであります。今後、農家の方々の申請を取りまとめまして、補正予算をお願いすることになるかと思いますが、どうか御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、8ページに関する項目につきましては、農林水産政策課の小堀課長より説明をさせていただきます。

○農林水産政策課長（小堀千年君） お疲れさまでございます。

ただ今、次長が申し上げましたように、私のほうからは、今後実施していく予定の復旧支援事業、特に、個々の農家への支援策でございます、被災農業者向け経営体育成支援事業と、国、県の金融支援策につきまして、御説明させていただきたいと思っております。座らせて説明させていただきます。

資料は、8ページでございます。

まず、被災農業者向け経営体育成支援事業の概要でございます。この事業の対象者は、当然今回の熊本地震で被災した農家さんというようなこととなります。

それと、支援内容でございますが、①から④に書いてございますが、具体的にいいますと、本市の場合は園芸用のハウス、それから農舎、それとその農舎ともに壊れた農業機械等が多いのではないかとこのように想定しているところでございます。

それと、資料の補助率というふうに書いてございますが、これは、再建分と撤去分で分かれておりまして、再建分が9割以内、その内訳としまして、国が10分の5、県と市町村がそれぞれ10分の2ずつというふうになっております。それと、撤去分につきましては、定額でございまして10分の10ということで、その内訳は、国が10分の5、県と市町村がそれぞれ10分の2.5ずつというようなことになっております。

なおですね、米印で書いておりますが、市町村負担分につきましては、特別交付税措置が予定されております。しかしながら、その具体的な割合につきましてはですね、国のほうからまだ示されていないところでございます。これは参考までにでございますが、26年でしたか、雪害がございましたときに、同様の措置が講じられまして、そのとき、再建部分につきましては、市町村負担の7割が特交措置、撤去分につきましては8割が――、市町村負担の8割分を特交措置といった措置がなされたところでございます。せんだって、県の説明会がございましたときに、県のほうからは、その雪害のときと同等、もしくはそれ以上の特交措置を国に対してお願いしているというような御説明があったところでございます。

次に、再建の要件、撤去の要件というところを書いてございますが、これにつきまして

ては、この事業を実施するに当たり必要となる書類ということで、そこに記載しておりますとおりでございます。

それから、募集につきましてでございますが、既に1次募集が行われておりまして、県の提出の締め切りが6月末となっておりますことから、本市では6月1日から20日までとしたところでございます。なお、国のほうではですね、被害の大きい地域が今回の申請に間に合わないといったことも考慮されまして、2次募集、3次募集というところも予定されているところでございます。2次募集が8月下旬、それから3次募集が1月——年明け1月というふうなところで、アナウンスされているところでございます。本市におきましてもですね、必要に応じまして国からの募集案内に合わせて農家への募集を行っていききたいというふうに考えております。

それと、周知方法でございますが、今回の1次募集につきましては、市のホームページへの掲載と農業情報配信メールでお知らせしましたほか、当然これだけでは周知が行き渡らないだろうということから、6月9日の日に、午前と午後、2回の事業説明会を実施したところでございます。説明会を実施するに当たりましては、JAさんの御協力をいただきまして、農家組合組織などを通じて全農家へ説明会の案内通知とその裏面には事業の概要を掲載した文書を配らせていただいたところです。参考までにですね、10ページ、11ページにその写しをつけております。

この日はですね、県とJAに加えて、九州農政局からも来ていただきまして、説明会に加わっていただいたところでございます。ちなみにこの事業説明会の出席者は、2回合わせて150名でございました、約150名でございました。今後ですね、次長が申し上げましたように、9月以降の議会で補正予算をお願いすることになるかと思われませんが、その際はどうか

よろしく願い申し上げます。

次にですね、資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。これは、金融支援についてでございますが、これについては、国と県がそれぞれ支援策を打ち出しているところです。

国のほうの支援策でございますが、(1)の借入限度額の引き上げ、(2)の5年間の無利子化、(3)の無担保無保証人での貸し付けといったところが盛り込まれております。

(1)の借入限度額の引き上げというのの対象となる資金は、農林漁業セーフネット資金、これは運転資金でございます、と②の農林漁業施設資金、こちらは文字どおり施設整備のための資金でございますが、この2つとなっております。限度額の引き上げということで、そこに、資料に書いておりますような内容で引き上げ措置がなされるというところでございます。

それと(2)の5年間の無利子化、それから(3)の無担保・無保証人での貸し付けという部分につきましては、今申し上げました2つの資金——、セーフネット資金と施設資金に合わせまして、農業経営基盤強化資金、通称スーパーL資金というふうに言っておりますが、これを加えました3つの資金が対象となっております。通常の利率0.1%が全額国の負担により5年間の無利子化と、無担保・無保証人で融資が受けられるといった措置がなされているところでございます。

次に、県の金融支援でございますが、実は、県は国に先立ちまして、いち早くこの支援策を打ち出されました。

内容を見ていただければわかりますように、対象者が被害程度によって限定されていたりですね、利子補給が基本2分の1であったりとか、その利子補給期間が国より若干短かったりといった、あとから出されました国の支援策のほう借り手にとっては有利な内容となっております。したがって、当然、国の支援策を優先

して利用することになると思われまして、県のほうはまずないかなというふうには思われますが、仮に県の支援策のほうを利用された場合は、負担割合というところにありますように、利子補給について、市町村負担がございますので、こちらの対象者が出た場合にはですね、9月以降の議会におきまして、また、補正予算をお願いすることになるかというふうに思います。

なおですね、この国のほうの金融支援策につきましては、市町村負担もございませんし、また、国の直接事業でございますので、予算的には市を経由していかないために、市での予算措置の必要はないというようなところでございます。

以上、今回の熊本地震におきます支援策の中です、現在進めている、あるいは今後実施していく予定の、個々の農家への支援策、被災農業者向け経営体育成支援事業と金融支援策について御説明申し上げました。今回の、被災された農家の方々にですね、一刻も早く施設の復旧と経営の立て直しをしていただくため、そして、それを市の農業の発展につなげていくため、御理解と御協力をお願いしまして、私のほうからの御説明とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、何か質疑、御意見などはありませんか。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 小堀課長、ありがとうございます。

一次審査で150件ぐらいだったかな、今、説明の中には。ちょっと、今、私……150名かな……。

○委員長（大倉裕一君） 150名の参加。
小堀課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 150名はですね、6月9日の日に実施しました説明会の参加者の数が150名でございました。あ

と、電話での御相談が100件程度——延べで100件、それから窓口へ来られた方が100件といった状況ということでございます。

○委員（山本幸廣君） 一次審査で説明会に来られた方々の内容等については、その審査をされた中で、そのうちに100人が、今、来られたようすけども、その、該当するようなそういうところまでは、まだ、審査はしてないという、説明だけ、6月9日は。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 一応、20日の日で一次募集分につきましては締め切らせていただいたところで、今、その書類の審査といたしますか精査をしているところでございます。現段階です、申請書という形で出されたのが47件でございます。この後ですね、県のほうにそれを取りまとめて出すわけですが、それまでに間に合う農家さんがございましたら、まだ、これからちょっと若干ふえてくる可能性はございますけど、一応、現時点ではそういうところでございます。

○委員（山本幸廣君） 最後の資料のPの11のところ、この関係資料を説明会で提出されたんですかね。どういう資料を出されたんですか、説明会に。委員会にも、よろしければ、その資料がもしも説明会に出してる資料があれば配付してくださいよ。2次募集、3次募集があるんでしょう。今、お願いが、私たちにあったからですね。委員長、そこあたりよろしく申し上げます。

○農林水産政策課長（小堀千年君） きょうは持ってきておりませんが、後ほど配付させていただければというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 後ほどで結構です。

小堀課長のほうから、今、説明があつて、委員にも申し上げますというようなお願いがあったからですね、その内容等の説明された中での関係資料があればなということで、今、後からということで、関係資料を配付してください。

後からですね。はい、結構です。

同時に私が言いたいのは、今回の震災について、これだけの条件——、条件というか、条件が県の関係と国の関係ですぐ変わってくる、くるくる、くるくる変わってくる状況があるじゃないですか。県では2分の1の補助、極端な話ですよ。補助率が2分の1。そしたら、国としては、また、はっきり言って3分の2とかですね、そういう中で、最初に県に申請された方々と、後から2次、3次のときには国のほうが優遇性があったということになったら、国のほうで、優遇性というか補助率が高いということですよ。そういうときのバランスというかな、取り扱いのバランスというたらいかぬけども、はっきり言って例をいえば、ハウスについて9割補助があったでしょうが。ああいう形にならないようにするためにはどうしたのかということ、私のはっきり言ってからこれは要望になるかもしれぬけどですね、そうならないように、やはりきちっとした中で、補助率の対応というのはですね、支援策の中でもしっかりしていただかなければ、これ、1次で終わればそれで終わるんですよ。2次、3次と募集をかけていくから、ああいう問題が出てくるわけだからですね、ああいう問題にならないようにしていただきたいというのが私の考えですよ、ですね。そこあたりどうですか。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 今回の被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、当初から、先ほども補助率のところで御説明しましたとおり9割というようところが定められております。その内訳として、国が半分出すよ、県と市が10分の2ずつですよというようところが明示されております。2次募集、3次募集にあたって、ここの変更はないものというふうには思っておるところでございます。

○委員（山本幸廣君） ここに、市町村の負担

については特交の中で、軽減があるということ、を附帯で、米印で書いてあるでしょう。これについては、2次、3次募集もほとんど変わらないということ、で理解してよろしいんですか。

来年の1月、3月に、はっきり言って予約をしたところが、特交について、いや、国はもっと変わったんだと、市町村については軽減しますよと。この数字は、ほとんど変わらないということですよ、そしたら。それで理解していいんですか、理解を。再建分としては、補助率は9割でしょう。国が10分の5、県が10分の2、市町村が10分の2。撤去分については10分の10以内で、国が10分の5で、県が10分の2.5、市町村も2.5。これについて、米印に市町村負担についてはって書いてあるじゃないですか、軽減がありますよと。それ以上に、軽減はないわけでしょう。あつてこれは百でしょうが。10分の5と10分の2で計算すれば4。9割の補助では。特交措置がその別にあるわけ、この中にもう入っているわけ、軽減というのは。

○委員長（大倉裕一君） どっちが答えられますか。

黒木部長。

○農林水産部長（黒木信夫君） はい。市町村負担分に対して、今回、特交……、一部特交措置を行うということで、負担の中に入ってます。先ほど、2次募集、3次募集について、補助率が変わらないよということだったんですが、今回ですね、2次募集、3次募集を行うのは、1次募集を今回実施したわけですが、皆さんに行き渡ってないというか、申請漏れがあったりした場合があるかもしれないというようなことを含めて2次募集、3次募集をかけていこうという内容で、補助率そのものは、事業そのものは全く変わりません。

今回1次募集した要項どおりでやっていくという。今回、場合によっては申請がおくれたり

とかいうのがあった農家さんがいらっしやっただらいけないので、2次募集、3次募集をかけていくということで御理解いただければと思います。

○委員（山本幸廣君） 1次募集、2次募集の期限を切って、先ほど報告があったじゃないですか、ですね。あったから、募集を1年間、今からですよ、来年の3月まで募集をする中で、そんなにかかるかな、末端浸透。JAをとおして、任意出荷団体を含めてからですよ。そら、調査をするならば、末端浸透をするならば、どのような方法でやるのかということで、なるたけなら、早めにするとかですよ。（「もちろん」と呼ぶ者あり）2次、3次募集してから、この数字が変わったならばいけないですよということの中で、先ほど言ったように、特交については軽減がありますという米印が書いてあるけんでから、じゃあ、2月3月になると、何か特交の軽減があるかなというふうに思ったもんだからですね。（「時期的にですね」と呼ぶ者あり）そこのあたりをしっかりといただければ。

○委員長（大倉裕一君） 答弁いいですか、要望で。

○委員（山本幸廣君） はい、よろしいです。

○委員長（大倉裕一君） よろしく願いしておきます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で、熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等についてを終了します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代農業振興地域整備計画の全体見直しについて）

○委員長（大倉裕一君） 次に、八代農業振興地域整備計画の全体見直しについてをお願いい

たします。

小堀農林水産課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 農業振興地域の全体見直しについて——資料。はい、御説明させていただきます。座らせてい説明させていただきます。

1番目に見直しの目的とございますが、これはなぜ見直しを行うのか、あるいは行わなければならないのかといったことにもなるかと思いますが、この農業振興地域整備計画は、将来にわたり確保すべき優良農地を定めるほか、本市における農業振興のマスタープランとなる計画を定めまして、法の定めるところによりまして、基礎調査を行い、その結果を踏まえて計画の変更、すなわち見直しを行うということでございます。本市では見直しの前段として、基礎調査を平成27年度から実施してきておりますが、本年度から見直しに係る事務を進めていくこととなりますので、今後のスケジュール等を含めまして、御報告をさせていただくところでございます。

枠囲みの部分はですね、基礎調査に関する部分を書いてございます。市町村は農業振興地域について、おおむね5年ごとに整備計画に関する基礎調査として、政令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、就業人口の規模等々の現況及び将来の見通しについて調査を行うものとするというようなことで、前回の見直しが平成21年でございました——21年度でございましたので、現在、地図及び現地調査をもとにですね、地番や現況を照合しまして、現在の計画との整理、いわば計画の洗い直しを行っているところでございます。

そこで、2番目の全体見直しを行うに当たっての基本方針でございますが、その前にですね、これは資料には書いてございませんが、基本的なところを少し御説明させていただきますと、この整備計画の見直しには、御承知のよう

に全体見直しと個別見直しがあるわけですが、全体見直しは市内全域を対象として将来にわたり確保すべき優良農地等を定めるもので、個別見直しのほうは全体見直しの後に発生しました緊急を要する除外や編入に例外的に対応するものといったものでございます。

なおですね、全体見直しにおきましても、農用地区域からの除外を行います際には、個別見直しと同様に具体的な開発計画が必要となります。過去の全体見直しにおきましては、市街地周辺や、国、県道沿線において宅地化が見込まれる地域については、全体見直しの際に除外をしていたという経緯がございます。しかしながら、前回の平成21年度に行いました全体見直し以降ですね、国、県の指導によりまして、除外及び編入における運用が厳格化されまして、除外については具体的な開発計画がなければ、単に市街地周辺とか、国、県道沿線の宅地化が見込まれる地域ということでは除外を行わないこととなったところでございます。

一方、編入につきましては、法の第10条第3項に該当する農地、すなわち農用地区域とは……失礼しました、10ヘクタール以上の集団的な農地については、編入も促進するという事になったところでございます。

こうしたことを踏まえまして、資料のほうに戻りまして、2の基本方針でございますが、本市では法第10条第3項に規定する農用地区域の設定基準に基づきまして、見直しを行うこととしていただいております。

具体的には、黒の丸で3点ほど書いておりますが、10ヘクタール以上の集団的な農地等で除外地となっている農地については農用地区域への編入を行う。それから、地目、現況ともに、山林・原野・池沼等になっている農用地区域内の土地は除外を行う。それから、集落に介在したり、地形や自然条件などにより一体的な農業上の利用が見込まれない農用地については

除外を行いますと。こうした点を基本にですね、見直し作業を行うこととしております。なお、農業以外の土地需要との調整を計るためにですね、他部署との連携を図りながら、総合計画を初めとします諸計画との調和を図ってまいりたいというふうに思っております。

一方ですね、個別見直しの具体的な開発計画につきましては、本年度は9月の除外申請で対応することとしておりまして、3月申請分につきましては、法手続き中、これは後ほどスケジュールのところでもお話し申し上げますが、公告縦覧期間中でございますために受け付けを行わないこととしております。これにつきましては、広報やつしろの1月号及び5月号でもお知らせしているところでございます。

それから、資料の下段のところなんです、これは参考として書いておりますが、合併前の市町村におけます整備計画の変更の経緯等を書いてございます。21年度に前回見直しを行ったということでございます。

資料は2ページに移って、3のスケジュールについて御説明申し上げます。

ここは個別見直しと全体見直しを年度を並行して行うということで、2つ書いてございますけれども、全体見直しのところを御説明申し上げます。

4月には八代市農業振興地域整備促進協議会の専門委員会に全体見直しの概要及び方針につきまして御説明をいたしました。4月28日でございます。それから、8月から10月にかけて、県と素案につきまして協議しながら作成してまいります。そして、10月の末にその素案を本市の専門委員会にかけまして、その後、親協議会でございます八代市農業振興地域整備促進協議会におきまして、変更案について承認を得たいと考えております。そして、11月中にはですね、県とのヒアリングによりまして、案の最終調整を行いたいというふうに考え

ております。その後ですね、県のほうでは、県の農振連絡会議、これは県の関係部署との協議でございますが、行われる予定でございます。年が明けまして、2月には県との全体見直しの事前協議を行いまして、これを受け、県では農振審議会におきまして全体見直しの事前協議に対する回答がなされます。ここで異議なしの回答があれば、市では全体見直し案の30日間の縦覧を行います。その後、15日間の異議申し立て期間を経ました後に、意義などなければ、早ければですね、3月末には県との法定協議を行うこととなります。法定協議におきまして、県知事の同意が得られれば、新計画の公告を行いまして、一連の法手続きは完了するというようなこととなります。

以上が、今後の事務の流れというようなこととなりますが、素案ができました際にはですね、当委員会でも再度御報告をさせていただきたいというふうに考えております。時期的には、12月の議会あたりにできればというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、何か質疑、御意見はありませんか。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） まずもって、スケジュールについてお伺いをいたします。

今、小堀課長から4月の28日に専門委員会が開催なされたということですね。その中で、全体見直しについての方針についての説明があったということですので、その方針について、この委員会で報告してください。

○農林水産政策課長（小堀千年君） お手元の資料のですね、1ページ目ですね、ここに基本方針というようなところを先ほども御説明したところでございますが、ここに記載してございます内容、同じ内容を説明申し上げたところで

ございます。

○委員（山本幸廣君） そのような回答かなと思ったんですけども、そのような回答でよろしいかなと私は感じたものですからですね。

今回、全体の見直しをすれば、市として、用途地域の見直しも並行しながらですね、私の今までの経験の中で、八代市がいかに活性化しないかということですね、目途の中で、今、私は執行部にお伺いするんですけども、先ほど来、小堀課長が言われたように、やはり、関係——農政以外の関係機関と連携しながらいかないかぬと。私は、そのとおりでと思います。企業振興であろうが商工であろうが、やはり開発に関わる関係部署についてはですね、今、小堀課長が切に御説明の中で言っておられたように、私は、それが一番重要であると思うんですよ。それと同時に、用途地域の見直しを絶対、この農業振興地域の見直しをすると同時にですね、用途地域を見直していかないかぬという。それがもともと並行しない、うちはだいたい用途地域が後から、後——ジャンクションじゃありませんけども、農業振興地域を全体見直しをした後に、用途地域の見直しをするというような流れをずっとやってきておったものだからですね、開発事業については、いろいろと問題があつてきとるというのをまずは指摘をしておきますから、これについてはですね、じっくり用途地域の見直しの担当部署ともですね、しっかり連携をしながら、じゃあ、今回、農業振興地域は全体的にどのような見直しをするのかということのですね、私は事前の調査の中で、この5年間の調査の中でですね、動向の中で、経済状況も含めて、どうやって次の全体見直しをしたらいいのかですね、全体見直しではどうやって農業振興地域を確保して、生産性を高めていこうかという、編入の問題も含めてですよ、そういうのをまずは計画をせないかん。そしてまた、除外ができる地域については、除外をし

て、何を除外する、目的は何を除外するのか、商業なのか工業なのか、それともどういう中小企業なのかということですね、そこで、農業振興地域の整備の見直しをする。そして、また、用途地域の確保をする。その中で、いろんな企業が来たり、企業が来るわ、そして、また、農業ははっきりいって生産性が上げる。そういうのをやっぱり、全体的な見直しというのをしていかないかぬと。ばらばらですねしていったらですね、そのような個人の、やはり個別的な除外の問題、開発についてのドタバタの開発事業ということで、5年間の中でどういう開発するための企業が来るのかと、今、来てるのかと。じゃあ、今、来ていれば、どういうふうにしてから整備を、農振を見直すのか、全体見直しをしたらいいのかということ、私は、用途を考える方々との連携をしっかり持っていたきたいと。これ、私のお願いです。そうしなければですね、企業来ないですよ。企業というのは、やはり、安いところにはさま——農振と用途のはさまのところに来るのが企業なんです。ならば、はっきり言って工業団地とか、きちっとした開発でできる工業団地をきちんとですね、計画をしていく。それを農振の見直しの中で計画をする。農業を守るだけじゃいけないんですね。そりゃあ、農業は守らなきゃいけないですよ。けども、その生産性を高めてやらないかぬ。それによって所得を得る、税金を納めていただくという働きなんです。その中で、工業団地をしっかりした、やはり工業団地を開発する中、どれだけしたらいいのか。今、企業はどれだけ来とるのかということですね、私は考えて、今回の全体の見直しをしてほしいと思うんです。

今、スケジュールをずっと見たんですけども、このようなスケジュールでいきますけども、県とのヒアリング。県とのヒアリングは、私たちは——私から言わせれば、やはり、市町

村の八代市が、専門委員会を通じてじゃなくて、執行部がこういうふうな全体見直しをやろうと、これだけの全体見直しをするということである程度方針決めて、面積も出して、そしてこういうことどうかなということで、市全体の関係部署が考えるということが一番大事なんです。その後の県のヒアリングなんです、ですね。県のヒアリングしたら、ヒアリング急いでしてしまつたらですね、はっきりいってから、枠の中に挟まってしもうて、何もできませんよ。それだけ私のほうから言っときますからですね。

そういうことで、スケジュールごとにですね進めていただきたいと思います、まずは、その専門委員会のメンバー等も出してください、専門委員会のメンバーですね。それも、資料提出ください。

それとですね、今、私が一番問題だなくて、課長が言われた全体見直しの基本方針。この資料をですね、見させていただきました。その中で、目的はわかりますからですね、見直しの基本方針の①についても、編入というのはしっかりこれは考えていただきたいと思います、全体見直しの中で。松江周辺とかですね、いろんなところがあります。今も臨港線周辺も含めてでありますけどですね、そういう片りんを考え、よく調査しながら進めていただきたいと思います。

丸黒の1——中と下段ですけども、地目、現況とともに山林、原野等について、農用地区域内の土地は除外を行うと。これらについてもしっかり現況を見てくださいね。

3つ目の黒星のところの下段です。集落にということで、これが一体的な農業上の利用が見込まれない農用地については除外を行うということでありますので、全体見直ししかできないですよ、この下段の3つ目の黒のところは、ですね。個別はできません。山林から、二見地区、坂本地区、そしてまた東陽、高田などその

周辺等も含めてですけども、これは全体見直しです。ですね、しっかり見直しをしなければ、個別見直しができないです、個人ですね、見直しが。だから、この黒の3については、市が全体として見直しをするという形をですね、現況を見てください。草ぼうぼうで、はっきり言ってから、これは一種がかぶっておりますからですね。一種をどうやって、一種に認めるとか、一種に認めないような状況にあるのに一種ということで、田面上になっているじゃないですか。そういうのを、しっかりした全体見直しで進めてほしいということをおっしゃいますからですね、お願いをしておきます。

9月には申請の受け付けということで、素案の協議がなされるわけですね。9月にはですね、8、9ですね。その前に、職員の方々もしっかりとした、知恵を絞った全体見直しを進めていただきたいというふうにお願いをしておきます。

いかがですかね、それについては。意気込みを聞かせてください。

黒木部長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 委員長、私のほうからよろしいでしょうか。（委員山本幸廣君「どうぞ、どうぞ、いいですよ。委員長、小堀課長で」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） いいですか。小堀課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 御指摘のように、私たちは、農地を守って、農業を振興していくという立場ではございますが、当然、農業振興を含めまして、市全体の発展というのも、当然、念頭に置いて仕事をしていきたいというふうを考えております。

先ほど申し上げましたように、農業以外の土地利用との調整は十分図っていかなければならないというところで、他部署との、関係部署との連携、ここの部分はしっかりやりながら、今

回の全体見直しを行っていききたいというふうに考えておまして、せんだってですね、6月20日の日には、計画の見直しに係る事業計画調べというのを各課に照会文を出しておるところでございます。これをもとにですね、今後、関係課ともしっかりと協議をさせて、進めさせていただきたいというふうを考えているところであります。（委員山本幸廣君「はい、よろしいですよ」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようであれば、以上で八代農業振興地域整備計画の全体見直しについてを終了いたします。

次に、6月定例会で資料要求があつておりました、低コスト耐候性ハウス設置状況について、説明を求めます。

豊田農業振興課長。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） 農業振興課豊田です。

お手元にお配りいたしました資料について御説明申し上げます。

これ、平成24年度から本格的に導入が始まった、低コスト耐候性ハウスの28年度分まで、今年度分までのほうのを資料で載せております。

24年度——、それぞれですね、実施年度、事業主体名、棟数、受益戸数、受益面積までの部分が計画でございます。今回、新たに調べまして、その中で、規模拡大戸数、規模拡大面積、これ、全くの新規で、更地にハウスを建てられるところを抽出して挙げております。

私は、さきの質問のときに、例年したら1割未満もないということで御説明した、10%程度で推移しているということで御理解いただければと思いましたが、25年度は16%になっ

ております。というのは、これはですね、これまで風速50メートル以上じゃないと、低コスト耐候性ハウスは認められておりませんでした。ところが、台風で風速35メートル以上が10年以上風が吹いていないということが証明できましたので、低コスト耐候性ハウスの要件緩和で、風速35メートルまで、低コスト耐候性ハウスで導入できますよというのが25年度に要件が変わりましたので、このときに一気に16%ほどですね、13戸、5.3ヘクタールの新規、規模拡大面積が出たところでございます。その後はですね、12%とかそういう大体1割から2割程度での推移というところで動いてたんですが、今年がですね、やはり、私もちょっと数字を確認しましてびっくりしましたのが、規模拡大戸数が51戸、そして拡大面積が16.6ヘクタール。これは、全くの新規でございまして、65.9%ということになっております。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、質疑、御意見はございませんでしょうか。

矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今、戸数51と聞きましたけど、大体1棟幾らくらいかかるのか、金額、24年度に金額出てますか。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） 低コスト耐候性ハウス、一般的にですね、10アール当たりの金額でございしますが、800万円から900万円というところで、見積もり——標準的な見積もりをしているところでございます。

○委員（矢本善彦君） 低コストハウスで。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） はい。そのとおりでございます。（委員矢本善彦君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 今、豊田課長から説明

受けてですね、これ、村川委員が質問された中でですね、説明……、資料請求したわけでありまして、びっくりじゃありませんけれどもですね、増加してるのはそれなりに私たちも把握しておるわけでありまして、村川委員が心配されたのは、やはり、面積がふえれば、過剰になったらどうなるのかということなんですよ。

ですから、やはり、熊本産のトマトについてですね、施設園芸関係については、特にトマトなんですけれども、これだけ面積がふえれば、じゃあ何を行政としてしたらいいのかということ、やはり販売促進、販促をですね、いかに販売を促進をして、熊本県の八代のトマトというのをですね、やはりブランド名の中でですね、私はどんどん、どんどん行政もやはり市場なり、そしてまた、いろんなパイヤー等も含めてですね、いろんな年に1回の総会等々じゃ、振興会等々の会議じゃなくしてですね、年間通して、やはり、販促に、販売促進に今の消費地に行こうと、どういうふうな販促の仕方をしたらいいのかということ、改めてですね、それだけ面積がふえればふえるほど、私は力を入れていかないけぬだろうと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） たしかに、供給過剰傾向ということはありませんが、最も怖いのは産地が長期採りに、各産地が長期採り始めまして、端境期が生じますと、2月後半から5月、6月までがちょうど端境期になる。このときになりますと、新興産地のものが出てきて、価格の乱高下が起きることがございますので、そこで、供給体制の、計画的な供給体制をとっていかなければならない。これ、生産者団体の方々と調整していく必要があると思います。

一方で、販促ということで、市場のほうへのPRとか、あとフードバレーも含めましたフードバレー構想の中での海外への輸出などそうい

ったものと、あとまだトマトの食べ方ですね、冬トマトの食べ方などもですね一緒にパッケージとして消費地への提案をしていきたいということで、現在、いろんな部門で検討をしていて、一部は取り組みを進めているところでもございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今以上にですね、頑張ってくださいと思います。これ、相場でありますから乱高下しますよね。株と同じですけども、だけども、それだけの、基本の土台はしっかりしとかないかぬということですね。年間5回行っとったのがやっぱ10回ぐらい販促に行くとか、いろんなデパートであろうが、市場であろうが、市場であろうがですね、それについては、行政みずからが八代市のトマトを売りに行くという、その心構えを持っとっていただければと思います。

輸出については、豊田課長、あんまり期待はしませんから。トマトの輸出なんか、何もフードバレーだからっていつてから、ああいうことしないほうが、かえっちゃいいですよ。まずは、国内需要の中で、どうやって需要を高めていくかということが一番大事です。だから、やっぱしこんにちは料理じゃありません、きょうの料理じゃありませんけど、食べる方法、そういうところに力を入れたらいいと思います、ですね。よろしく願いしときます。

○委員（村川清則君） この16.6ヘクタールがそのままトマト作付面積のプラスになるというわけじゃなかですよ。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） そのままプラスになる傾向であります。

（委員村川清則君「そうですか」と呼ぶ）（発言する者あり）

○委員長（大倉裕一君） 村川委員。いいですか。（委員村川清則君「はい」と呼ぶ）

以上で、低コスト耐候性ハウス設置状況につ

いてを終了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

○農林水産部長（黒木信夫君） 執行部から1件ほどお知らせをさせていただきたいと思いますが、豊田課長のほうから説明をいたします。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） このたび、熊本地震の災害におきまして、各地域で仮設住宅が建設されております。仮設住宅の建設に当たりまして、仮設住宅のコロニーに集会場の建設も進められております。仮設住宅のほうには、JAさんのほうから八代産量表を積極的に導入していただきたいという申し入れもされて、県のほうが配慮いただいて、八代産量表を使った量の敷設が進んでいるところでございます。約1万枚。今後、1000枚か2000枚ぐらいふえてくるところでございます。そういった中で、集会所につきましてですね、これまで私ども各被災地域に支援してきておりましたので、今回、JAさんの御提案もありまして、JAさんと熊本県い製品販売振興協会、それと八代市の3者が連携しまして、集会所のほうに八代産量表を敷設して支援していこうではないかということで、今回、御報告させていただきます。

敷設する箇所でございますが、みんなの家という集会所でございますが、約50棟でございます。これで、いまだに量表の契約が未契約のところ30棟でございます。枚数にして250枚でございます。こちらに対しまして、八代産量表で支援をしていきたいと思いますということで、そちらの集会所に御利用されます被災者の方々が少しでも癒して、心を癒していただければということで、今回も支援させていただくということで、現在進めております。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について何かありませんか。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） JAに、JAは今年のはっきり言ってから剰余金上げとうけんでからたい、4億も剰余金上げとうけん、JAに全部払わせればよかったい。

以上。

○委員長（大倉裕一君） 以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時29分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年6月23日

経済企業委員会

委員長